令和6年度報酬改定等について

基本報酬の向上について①

プランニング費

障害者:1,522単位 → 1,572単位 (50単位UP)

障害児:1,692単位 → 1,766単位(74単位UP)

• モニタリング費

障害者:1,260単位 → 1,308単位(48単位UP)

障害児:1,376単位 → 1,448単位(72単位UP)

基本報酬の向上について②

機能強化型プランニング費 (Ⅳ)

障害者:1,622単位 **→ 1,672単位(50単位UP)**

障害児:1,792単位 → 1,866単位 (74単位UP)

機能強化型モニタリング費 (Ⅳ)

障害者:1,360単位 → 1,408単位(48単位UP)

障害児:1,476単位 → 1,548単位 (72単位UP)

機能強化型プランニング費 (Ⅲ)

障害者:1,672単位 → 1,822単位 (150単位UP)

障害児:1,842単位 → 2,016単位 (174単位UP)

機能強化型モニタリング費(Ⅲ)

障害者:1,410単位 → 1,558単位(148単位UP)

障害児:1,527単位 → 1,699単位(172単位UP)

機能強化型(I~I)の要件の追加

- ①<u>自立支援協議会に定期的に参画</u>し、関係機関等の連携の緊密化 を図るために必要な取組を実施している。
- ②<u>基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取り</u> 組みに参画している。
 - →<a>1
 ②既存事業所はR7.3.31までは満たしているものとみなす。
- ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点として位置づけられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

新規の減算項目について①

- 業務継続計画未策定減算:**所定単位数の1%を減算** 以下のいずれかに該当する場合。
- a.感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画(業務継続計画)を策定していない。
 - b.当該業務継続計画に従い、<u>必要な措置</u>を講じていない。
 - **★経過措置としてR7.3.31までは減算しない。**

新規の減算項目について②

●情報未報告減算:所定単位数の5%を減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合。

→WAM NETへの登録(県への申請)

千葉県HP「障害福祉サービス等情報公表制度について」

https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jyouhoukouhyou/index.html

【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部障害福祉事業課法人指導班 電話 043-223-2646

新規の減算項目について③

- ●虐待防止措置未実施減算:**所定単位数の1%を減算** 以下の基準を満たしていない場合。
- ①<u>虐待防止委員会を定期的に開催する</u>とともに、その結果について<u>従業者に周知徹底</u>を図る。
- ②従業者に対し、<u>虐待の防止のための研修を定期的に実</u> 施する。
- ③上記措置を適切に実施するための<u>担当者を置く</u>。
 - →市内事業所はすべて、<u>運営規程に明記済</u>。

加算の見直し①

● 主任相談支援専門員配置加算(I):300単位/月

地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合。

● 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ) :**100単位/月**

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合。

→従来と同じ。

加算の見直し2

- 地域体制強化共同支援加算(I): 2000単位/月 以下のいずれかに該当する場合。
- a.運営規程において、市町村により地域生活支援拠点として位置づけられていることを定めていること。

→従来と同じ

b.<u>地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保</u>する とともに、<u>地域自立支援協議会に定期的に参画</u>していること。

加算の見直し③

• 医療 · 保育 · 教育機関等連携加算

プランニング又はモニタリング月に、以下のいずれかの業務を行う場合。

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する 必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った。

I プランニング (200単位/月)→従来と同じ(単位増)

Ⅱ モニタリング (300単位/月)

- ②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した。(月3回まで。同一病院については月1回まで。300単位/月)
- ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報を提供した。 を提供した。 機関それぞれで月1回まで。150単位/月)

加算の見直し4

- 集中支援加算
- プランニング又はモニタリング月以外に、以下のいずれかの業務を行う場合。
- ①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上利用者等の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接した。(<u>テレビ電話等を利用した面接でもよい。ただし、月に1回は利用者等の居宅を訪問し、面接しなければならない。</u>300単位/月)
- ②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した。(月3回まで。同一病院については月1回まで。300単位/月)
- ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、利用者に関する必要な情報 を提供した。 (病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供 機関それぞれで月1回まで。150単位/月)

加算の見直し多

要件等は変更なしのまま、加算単位数が拡充されました。

- 入院時情報連携加算
 - I 200単位/月 → 300単位/月
- Ⅱ 100単位/月 → 150単位/月
- 退院・退所加算
- 200単位 / 月 → 300単位 / 月

加算の見直し⑥

- •居宅介護支援事業所等連携加算(者)
- •保育·教育等移行支援加算(児)
- ①月2回以上の利用者の居宅等の訪問し、利用者及びその家族に面接する(<u>テレビ電話等を利用した面接でもよい。ただし、月に1回は利用者等の居宅を訪問し、</u>面接しなければならない。300単位/月)
- ②他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する(150単位/月)

体制加算の拡充①

- 要医療児者支援体制加算
- Ⅱ →既存要件に変化なし 30単位/月
- I Ⅲの要件に加えて<u>医療的ケア児者に対して</u>現に計画相談支援を行っている 60単位/月
 - 行動障害支援体制加算
 - Ⅱ →既存要件に変化なし <u>30単位/月</u>
- I Ⅲの要件に加えて<u>強度行動障害児者に対し</u> て現に計画相談支援を行っている 60単位/月

体制加算の拡充②

• 精神障害者支援体制加算

Ⅱ →既存要件に変化なし 30単位/月
Ⅰ Ⅱの要件に加えて、利用者が通院する病院等における看護師等と連携する体制が構築されており、精神障害者に対して現に計画相談支援を行っている。 60単位/月

体制加算の拡充③

• 高次脳機能障害者支援体制加算 (新設)

Ⅱ 高次脳機能障害者支援者養成研修を修了 した相談支援専門員を配置した上で、それを 公表している。 30単位/月

I Ⅱの要件に加えて<u>高次脳機能障害者に対</u> <u>して現に計画相談支援を行っている。</u> <u>60単</u> 位/月

「相談支援員」の創設

以下の要件を満たす場合には、**プランニング原案の作成(交付は不可)・モニタリング**を行う「<u>相談支援員</u>」を置くことができる。

- ①機能強化型の基本報酬を算定している。
- ②**主任相談支援専門員の指導助言**を受ける体制が確保されている。
- ③<u>常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士</u>であること。

ICTの活用

以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、**テレビ電話等による面談**も算定可能とする。

ただし、**月1回は対面による訪問が必須**である。

- ・<u>初回加算</u>(契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、 利用者の居宅等を訪問して面接)
- ・<u>集中支援加算</u>(プランニング・モニタリング月以外で、月2回以上居宅訪問)
- ·**居宅介護支援事業所等連携加算**(月2回以上居宅訪問)
- ·保育·教育等移行支援加算(月2回以上居宅訪問)

人員基準における配慮等

<u>「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等</u>を利用する場合、<u>週30時間以上</u>の勤務で<u>「常勤」「常勤換算数」で1</u>として扱う。

※「治療と仕事の両立ガイドライン」

治療しながら働く人の支援にあたっての留意事項や準備事項、支援の進め方が記載された、厚生労働省が作成するガイドライン。

(障害児) こどもの最善の利益保障等

- ・<u>障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮</u>の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進める。
- ・障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努める。
 - →実地指導時に確認。